刑事事件における情状鑑定の現状と展望 一米国の Probation Officer 及び Mitigation Specialist が行う 判決前調査との比較から一

須藤明*

The Current Status and Future Prospects for Expert Witnesses for Sentencing in Criminal Cases

—A comparison to presentence investigation reports conducted by probation officers and mitigation specialists in the United States—

Akira Sutoh*

Abstract

Expert witnesses for sentencing in criminal cases are an important resource for judgements of the assessment of a case in criminal justice, and their importance in the Saiban-in system is expected to increase. In the future, for effective treatment to contribute to recidivism prevention, there will be greater emphasis on a psychological and educational approach in addition to traditional retributive justice punishment. From this perspective, there are indications that it is necessary to introduce to Japan the presentence investigation reports that are institutionalized in the United States and elsewhere. At the same time, there has been discussion of plans to actively utilize expert witnesses for sentencing in criminal cases as immediate alternatives and for issues associated with the introduction of presentence investigation reports.

In addition, although not mentioned in detail in this paper, psychological judgment is a form of expert testimony similar to expert witnesses for sentencing in criminal cases. It is an attempt to utilize psychological knowledge including areas related to the findings of the judge and is a broader concept than expert witnesses for sentencing in criminal cases, but it should be discussed in order to consider a better criminal justice system.

1 問題の所在

裁判員裁判制度が始まって5年が経過した。 裁判員制度は、国民の司法参加によって司法に 対する理解と信頼を深め、司法の国民的基盤を より強固なものとするために導入された制度である。対象となる事件が、殺人罪、強盗致死傷罪など一定の重大事件であるため、裁判員の負担が大きくなることや、2014年7月24日最高裁

^{*}人文学部 心理学科

判決で「裁判員裁判は過去の量刑傾向に従うことは求められていないが、大まかな量刑傾向を 出発点として評議を深めていくべきだ」と指摘 がなされるなど、一部の裁判で過度な厳罰化傾 向が生じるなど課題はあるものの、法曹三者の 努力もあって定着してきている。

ところで、犯罪者の処遇に関して、「刑事収 容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」 (2006年5月24日施行)及び「更生保護法」(2008 年6月1日施行)により、実効性の高い積極的 な処遇ができるための法整備が行われた。特に 受刑者処遇については、旧監獄法下においては 刑務作業のみであったものが、新法下では、受 刑者の矯正処遇として、作業のほかに、改善指 導及び教科指導も義務付けられた。改善指導に 関しては、犯罪責任の自覚その他を柱とする一 般改善指導と「性犯罪再犯防止指導」、「薬物依 存離脱指導」、「被害者の視点を取り入れた指導」、 「交通安全指導」、「就労支援指導」及び「暴力 団離脱指導」といった柱で構成される特別改善 指導がある。最近、ある少年刑務所で一般改善 指導のひとつとして行われている窃盗防止のグ ループワークを見学する機会を得たが、多様な 背景をもつ窃盗の受刑者に対する意欲的な取り 組みであった。

また、矯正施設退所者の中には、高齢又は障害により自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、必要とする福祉的支援を受けられなかったために再犯を重ねているという実情があった。その反省を踏まえ、2012年度からは矯正施設退所後のフォローアップ、相談支援など、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う「地域生活定着促進事業」が実施されている。伝統的司法と福祉的援助をどのように融合させていくのかという新しい試みである。

これらの動きから、応報刑論によって立つ伝 統的な刑事司法の転換が始まったと見てよいだ ろう。応報刑論は、基本的に刑罰賦課の帰結、 つまり、再犯率などのデータをおよそ問題にし ない立場であるが、犯罪者の処遇コスト、社会 科学における evidence based practice の流れ を踏まえれば、再犯抑止の効果という視点も取 り入れていくのは必然の流れである。

一方、米国に目を向けると、刑罰を科しても 同じ者が再犯を繰り返して裁判所に戻ってくる 「回転ドア現象」(revolving-door phenomenon) や刑務所の定員超過に伴うコストの問題に対し て、ドラッグ・コート (Drug Court) をはじ めとした問題解決型裁判所という新しい刑事司 法モデルが実践されている(森村、2014)。こ れは治療的法学 (Therapeutic Jurisprudence) と呼ばれる理論に基礎づけられており、行動科 学を道具に法の持つ治療的・反治療的影響を研 究し、デュー・プロセス等、他の重要な法的諸 価値を侵すことなく法の治療的機能を向上させ るべく創造的に思考する理論である(Winick. 2002; Winick & Wexler, 2003). Winick (2002) は、治療的法学理論が必要となった背景として、 昨今の裁判の対象となる事件には、事実の認定 という狭い視点だけではなく、被告人が抱える 心理的・社会的次元に関わる多様な問題そのも のを解決する試みが必要であるためと述べてい る。この指摘は、わが国においても同様と思わ れ、特に裁判員裁判の対象となる重大な事件で は、被告人がどのような生育歴や家庭環境で あったのか、それがパーソナリティの形成や認 知の発達にどう影響を及ぼしたのか、さらには 事件とどう関係しているのかという理解抜きに 適切な量刑の判断はできないと思われる。その 点で、情状鑑定は、一定の寄与を果たしている と考えているが、現状には課題も多い。

そこで、情状鑑定について、家庭裁判所の科学的機能を担う家庭裁判所調査官(以下、「家 裁調査官」という)の調査活動と比較検討する ととともに、米国の Probation officer や Mitigation Specialist が 行っている判決前調査 (Presentence Investigation)を参考にして、刑事司法に心理学やソーシャルワーカーなどの専門家がどのように関わっていくべきか、その方向性や取り組むべき課題を考察する。

2 刑事裁判における量刑と情状鑑定

刑事事件における鑑定は、刑事訴訟法第223 条に基づいて行われる起訴前鑑定と、起訴後裁 判所の依頼によって行われる刑事訴訟法第165 条に基づく鑑定がある。その多くは刑事責任能 力と訴訟能力が問えるかを判断するための精神 鑑定であるが、裁判所が量刑判断するにあたっ て考慮する諸事情を明らかにするための情状鑑 定も数的には少ないが行われている。情状鑑定 は、訴因以外の情状を対象とし、裁判所が刑の 量定、すなわち被告人に対する処遇方法を決定 するための必要な知識の提供を目的とするもの である (兼頭、1977)。 具体的には、犯行の動機・ 目的、手段方法、計画性の有無などの犯情と、 被告人の家庭環境、生活歴、性格・行動傾向等 といった狭義の情状に分けられる(上野、 2006)。情状鑑定を担当する鑑定人は、医師に 限らず心理学者や社会心理学者など精神鑑定よ りも幅広く、これは経験科学の諸知識を用いる 学際的なアプローチが必要なためであり(森、 2011; 須藤、2011)、判決前調査制度を持たな い我が国においては、その代替的な役割を果た している面がある。

ところで、裁判員裁判制度の導入以降、情状鑑定の果たす役割は、より高まっていくのではないかと考えている。なぜならば、裁判員裁判では、時間的制約が多い中で重大事件の事実認定および量刑判断をしなければならないが、量刑上考慮すべき不足のない情報を提供し、適正な判断に資するという点で情状鑑定が有益と考

えられるからである (須藤、2011)。裁判員裁判が対象とするのは殺人や放火などの重大事件であり、動機の理解その他事件の態様は複雑になってくる。それを短期集中の審理で理解し、適切な量刑判断を下すことは相当困難な作業である。

また、そもそも職業裁判官が示してきた量刑 について、本庄(2006)が「従来の判決では、 被告人の矯正は極めて困難であるとか、犯罪傾 向の深化は著しいといった裁判官の評価が示さ れていることがあるが、この評価が科学的な裏 付けをどの程度持っているのかは極めて疑問で ある。|と述べているようにその根拠の曖昧さ がある。裁判員裁判によって、殺人事件、性犯 罪事件の量刑がこれまで以上に重くなっている ことや、被告人が少年の場合に家庭裁判所段階 で作成された少年調査票等で構成されている社 会記録が刑事裁判で十分活用されていないため に、少年の特性や背景事情を十分理解されない まま、より重い刑が言い渡される傾向が出てき たとの指摘もある(本庄、2013)。このことは、 再犯の可能性や被告人の特性を十分踏まえない まま感覚的に判断されている可能性を想定でき、 それゆえ、情状鑑定の活用や後述する判決前調 査制度の必要性があると言えるのではなかろう か。

少年事件では、家庭裁判所調査官による社会調査、医務室技官の活用、少年鑑別所での心身鑑別など科学的知見を活用して審判が行われているため、少年法20条送致によって刑事裁判となった未成年者の公判においては、少年調査票や鑑別結果通知書が証拠として採用されれば、量刑判断の資料となりうる余地をもっている。しかしながら、現実には、裁判員がそのような書面を読んで理解することは困難であるとの理由から、少年調査票の意見欄を朗読するといった運用がなされるなど、活用されているとは言

いがたい。特に、原則検察官送致となる少年法20条2項の事件は、少年の要保護性を構成する「再犯可能性」、「矯正可能性」及び「保護相当性」の3要素のうち、保護相当性がないと想定される事案である。そのため、家庭裁判所の実務では、仮に再犯防止の処遇として刑務所よりも少年院の方がより効果的であると考えられても、保護処分を選択しない(してはいけない)のが実務的な運用となっている。それゆえに、少年の刑事裁判においては、保護処分の相当性など改めて慎重に審理して、少年法55条による家庭裁判所への移送の可否も含めて量刑を検討することが重要である。情状鑑定は、このような少年の刑事裁判においては、より必要性が高いと考えられる。

3 少年事件の社会調査と情状鑑定

情状鑑定は、少年事件の社会調査にその手法 等でかなり類似しているが、面接構造、調査結 果の開示/非開示、結果の活用等において異な る面が多い。刑事裁判の量刑判断は、前述した ように昨今の法改正もあって、応報刑論だけで はなく、被告人の改善更生に向けた観点が求め られてきている。その点について情状鑑定は、 動機、被告人のパーソナリティ、生育史、家庭 状況などを理解する上での重要な資料となって いるのは間違いないところであり、少なくとも 裁判員が複雑・困難な事件を理解する上での interpreterとしての役割は果している。ただし、 情状鑑定の結果がどの程度判決に影響を与えて いるのかは、定かではないところがある。軽度 の知的障害をもった被告人の事例では、長期の 拘禁だけでは再犯の防止にならず、社会生活の 適応に向けての福祉的援助が必要という鑑定結 果をふまえ、予想されたよりも刑期が短くなっ たことがあるが、判決文を通じて情状鑑定の寄 与を推し量るのは自ら限界があり、一概に論じ

ることは難しい。

一方で少年事件における家裁調査官が行う社会調査は、要保護製判断のための重要な資料であること、少年法8条、9条で調査の方法が明記されるなど、その位置づけは明確である。以下、情状鑑定と少年事件の社会調査を比較検討することで、情状鑑定の特質を明らかにしたい。

(1) 構造面

少年審判は、職権主義であり、調査は家庭裁判所の専門スタッフとして配置されている家裁調査官が担当する。

一方、情状鑑定は、対審構造の下に行われ、 弁護人の情状鑑定請求に基づいて裁判所から鑑 定命令が出されるのが一般的な流れである。こ のような裁判所からの命令による鑑定は正式鑑 定と呼ばれるが、弁護人に依頼され、後に弁護 人側の証人として証言する形の鑑定もあり、こ れは私的鑑定若しくは弁護人鑑定と呼ばれる (以下、便宜的に「私的鑑定」という)。正式鑑 定か私的鑑定かによっては、被告人への面接そ の他鑑定する上での諸条件で大きな違いがあり、 この点は現状の課題として後で触れる。

(2) 目的と内容

少年事件における家裁調査官の調査は、少年の要保護性判断に資するために行われる。家裁調査官は、少年法9条の調査方針に基づき、非行事実(動機、経緯、本件後の態度)、家庭状況、生育史、性格・行動傾向、学業・職業などを心理学や社会学の専門的知見に照らして検討した上で、少年の処遇意見を提出する。

それに対して、情状鑑定は、量刑判断に当たって考慮する諸事情を明らにするために行われ、被告人の生育歴や家庭環境に照らして、犯罪行動がどの程度本人の責めに帰することができるか否かという点や処遇上の留意点に関して専門

的知見を提供する。具体的には、「被告人の知能、 資質、性格、犯行に至る心理過程、処遇上の参 考意見」といった柱を軸に鑑定命令が出される が、当然、事件ごとに重点項目は異なってくる。 たとえば、動機の解明が中心となった鑑定、被 告人の知的能力の程度が中心となった鑑定、再 犯を防ぐための留意点が中心となった鑑定など、 さまざまである。

(3) 方法

家裁調査官の調査は、少年や保護者への面接、 書面照会(学校照会、戸籍照会)、家庭訪問、 心理テストなどが中心である。生物一社会一心 理の3次元から多角的に検討していくことにな るが、少年鑑別所に収容する身柄事件の場合に は、少年鑑別所で心理テストや行動観察に基づ く心身鑑別が行われる。家裁調査官は体系化さ れた研修を受けているため、面接技法や調査実 務上のノウハウの蓄積と共有化が図られている。

一方、情状鑑定は、基本的な手法が家裁調査 官と共通している。ただし、その対象は未成年 を対象とする家裁調査官よりも幅広いこと、異 なる専門家でチームを作り得ることなどが異な る。また、鑑定人の経験や理論的な背景などに バラつきがある。正式鑑定の場合は、通常の取 調室で面接が可能であるが、私的鑑定の場合に は一般面会と同様にアクリル板越しの面接とな ることがほとんどであり、面接時間も1時間以 内などの制約を受ける場合が多い。このため、 心理テストを実施しようにもできないという事 態が生じる。例えば、知能テスト(WAIS等)、 ロールシャッハ・テストや TAT といった投映 法は、このような面接構造では実施が不可能で ある。後述する米国の公設弁護人部門 (Department of Public Defense) のスタッフ として働く Mitigation Specialist も同様の環境 下にあるが、日本よりは多少の融通が利くよう

である。Mitigation Specialist は社会調査に徹するため、本格的に心理テストを実施する場合には心理学の専門家に依頼するが、その場合、ワシントン州に関していえば、拘置所側は心理テストが実施できる面接室を使用させるといった配慮をしてくれるという¹。

(4) 報告の在り方

家裁調査官は、裁判官に少年調査票という書式を使って報告書を提出する。重大事件になるほど調査報告書の分量は増える傾向にあるが、裁判員裁判導入後、少年法20条2項の原則検察官送致事件では、その後の刑事裁判で証拠採用される可能性も踏まえて、裁判員が読んでも分かりやすいように分量的なスリム化が図られた。ただし、このスリム化が調査報告書の形骸化になっているのではないかとの批判を弁護士から聞くことがある。

審判の前には、裁判官、書記官及び家裁調査官の三者でカンファレンスを行い、審判運営から処遇決定に至るまで協議しておくことが原則となっている。なぜならば、審判は単に処遇を決定するだけではなく、審判過程そのものが教育力や感銘力を及ぼす場であるという基本的な考え方をとるためである。

一方、情状鑑定は、裁判員裁判において口頭鑑定が基本となっている。口頭鑑定とは、従来のような分厚い鑑定書を提出するのではなく、公判期日でパワーポイントを用いて裁判員でも理解できるよう、できるだけ平易な言葉を用い、分かりやすい説明をする方式を指す。このため、正式鑑定では公判期日外で検察官、弁護人及び鑑定人が事前カンファレンスをして、鑑定結果の説明で必要以上の専門用語がないかチェックし、仮に専門用語を用いる場合に補足的説明する必要があるか否かを検討する。通常、公判期日で鑑定結果を説明する時間は、筆者の経験上

40分程度であるため、限られた時間でいかにわかりやすい説明ができるかが求められるのである。いわゆる"見て、聞いて、分かる鑑定"が求められているのであり、この点は裁判員裁判以降、精神鑑定を含めて結果報告の大きな変化である。

なお、処遇に関する事項では、少年調査票の ように「中等少年院送致が相当である」、「保護 観察が相当である」などと明示することはなく、 あくまでも被告人を更生させるためのポイント や留意点を述べるにとどまる。情状鑑定で示し た内容がどこまで刑の執行の過程で活用されて いるかは不透明であり、実際のところ、活用さ れていないのが実情であろう。少年調査票の場 合には、少年院や保護観察所といった執行機関 に社会記録として送付されるため、処遇計画の 立案その他に活用されるが、刑事事件の場合、 情状鑑定の結果を活用するといったシステムは 確立していない。つまり、鑑定結果が量刑判断 (刑の減軽) に影響を及ぼすことはあっても、 刑事施設その他における処遇方針に反映されな い仕組みとなっている。

(5) その他

家裁調査官の調査は、単なる事実の調査だけではなく、少年の内省を促す、家族関係も含めて家庭環境の調整を図るといったケースワーク活動も伴っており、調査そのものに治療的・教育的側面が伴う。

情状鑑定では、アセスメントに徹するので、 本質的には家裁調査官と面接の在り方は異なる。 しかしながら、効果的な処遇につながるような アプローチも潜在的に期待されていることが少 なくなく、また、犯罪やこれまでの生活を一緒 に振り返る中で、被告人が自身の問題点に気づ いたり、更生の意欲を高めたり、といった副次 的な効果も生じる。 村尾(2014)は、弁護士依頼の私的鑑定の中で、被告人と家族との関係を家族療法的なアプローチによって調整を図った事例を報告している。これを果たして情状鑑定と呼べるか否かというのは別途議論のあるところだが、私的鑑定による臨床的なアプローチの試みとして貴重な報告である。

4 私的鑑定(弁護人依頼の情状鑑定)の課題

前述したように弁護人依頼の情状鑑定では、被告人との面接において支障が生じることが少なくない。情状鑑定を引き受ける立場としては、裁判所からの鑑定命令にせよ、弁護人からの依頼にせよ、専門的な立場からその良心にしたがって鑑定結果を証言するというのが本来の姿である。ただし、正式鑑定と弁護人依頼の鑑定とでは、それだけにとどまらない違いが存在するのも事実である。私はこれまで正式鑑定を受けることが多かったが、最近、弁護人依頼の鑑定を引き受ける機会があり、正式鑑定との違いを体験したので、この点について報告する。

なお、事例については、公開の裁判手続きだったとはいえ、被告人が未成年であることから、 事例が特定されないように一部を改編するとと もに事例の内容に関する説明は必要最小限の記述にとどめた。

(1) 事例の概要

18歳男子少年による強盗殺人事件である。家庭裁判所は、少年法20条2項の原則に従って検察官送致決定とし、その後、地方裁判所の刑事裁判手続きに付された。事件の特殊性に鑑みて、弁護人から筆者への被告人の資質(知的能力やパーソナリティなど)について鑑定依頼があった。私は、このような私的鑑定は初めてであったため、「私の専門的な知見に基づいて被告人や家族との面接や心理テストを行います。その

結果が弁護人の望む内容になるかわからないが、 それでよろしいですか?」と返答した。鑑定結 果が弁護人の方針にとってそぐわないものであ れば、弁護人は私を専門家証人として裁判所に 申請しなければよいだけのことなので、私の立 場を明確にしておきたかったのである。弁護人 は、このような見解に十分理解を示してくれた ため、鑑定を引き受けることとなった。

実際の鑑定では、拘置所でアクリル板越しの 面接となり、面接時間は当初30分であったが、 弁護人から拘置所への働きかけた結果、面接時 間は1時間まで拡大された。心理テストに関し ては、アクリル板越しでも可能な質問紙を数種 類実施するにとどめた。約2筒月の期間で被告 人面接を計6回、親面接を1回行った。鑑定結 果の詳細は省略するが、「不遇な生育環境が被 告人の能力面の発達やパーソナリティの形成に 大きな影響を与えていること」、「幼少期から形 成されるべきアタッチメントの課題があり、そ れが共犯者への過剰とも思える同調・追従行動 の要因となっていること」、「結果の予測など想 像力の欠如という発達上の課題を抱えているこ と」という内容を弁護人に書面で伝えた。弁護 人は鑑定結果が弁護の方針と一致し、科学的根 拠として補強する資料になると考えたため、私 を専門家証人として裁判所に申請し、裁判所は それを許可した。以上が鑑定依頼から弁護側専 門家証人となるに至った経緯である。

(2) 公判における鑑定結果の説明

公判では、鑑定結果の説明時間を1時間与えられた。正式鑑定に比して長い時間が確保されたのは予想外であり、弁護人の努力とともに裁判所が事案の特殊性に照らして特段の配慮をしたのではないかと思われた。鑑定結果の説明後、弁護人、検察官、裁判所という順にそれぞれ30分程度の時間で質問を受け、それに答えていっ

た。

弁護人側の証人として鑑定結果の説明をした といっても、これまで経験した正式鑑定と変わ らず、専門家の良心に従って説明したつもりで あった。ただし、当然のことながら、鑑定結果 が示す所見は弁護人の弁護方針を補強するもの であり、検察官からの質問を受ける中で、中立 な立場で鑑定結果を説明する正式鑑定とは明ら かに異なる立場にいることを実感した。特に、 鑑定結果で示した「結果の予測と想像力の欠如」 は、殺人の成立要件である「未必の故意」に関 わるため、検察官はその点について詳細に鑑定 結果の根拠やその妥当性について質問してきた。 情状鑑定は、本来犯罪事実に争いのないことを 前提に行われるとされているが、今回の場合に は、犯罪事実の成立に関する点まで質問内容が 踏み込んできたため、それに対して、筆者の立 場からの見解を示すという展開になった。

(3) 本事例を通じての考察

私的鑑定では、鑑定人がいかに専門家としての良心に従って、公平中立であろうとしても、対審構造の中では、それはかなり難しい。正式鑑定でも、弁護人、検察官双方からの質問は、それぞれの立場を優位に進めようとする意図を感じる場面もあったが、情状面に限るという基本合意が弁護人、検察官の双方にあったため、鑑定結果を巡っての対立が先鋭化することは少なかった。そのために、今回の私的鑑定にはやや戸惑いを感じながら鑑定人尋問に応じたわけだが、振り返ってみて、それでも被告人について、生活史及び家庭環境とパーソナリティの形成、本件への影響などを公判の中で示すことができたことで、一定の役割は果せたと思った。

今回の体験を通じていえるのは、情状鑑定といっても正式鑑定と私的鑑定とでは、かなり様相が異なってくるということである。長く家裁

調査官として少年事件の調査に携わってきた私にとって、正式鑑定の方が中立的でやりやすいと思っていた。たしかに、その点は今でも変わらないのだが、刑事裁判は基本的には対審構造であり、正式鑑定ばかりではなく、私的鑑定の活用も積極的になされるべきではないかと考えるに至っている。

5 米国刑事司法における判決前調査

これまで我が国の情状鑑定を巡る現状と課題を見てきたが、米国などの諸外国においては、 保護観察局若しくは裁判所の担当部署に所属ずる Probation Officer が被告人に関する情報を収集する判決前調査制度 (Presentence Investigation System) がある。また、弁護側スタッフの Mitigation Specialist というソーシャルワーカーが行う減軽事由を中心とした調査も判決前調査と呼ばれている。

米国では、1920年代から Probation Officer に よる判決前調査が行われるようになり、現在も それは量刑判断における重要な資料の一つと なっている。具体的には、被告人の生活歴、性 格、心身の状況、薬物乱用の有無、学歴や職業、 経済力、家庭状況、被害者の状況などについて 調査し、それらは判決前調査報告書 (Presentencing Investigation Report; PSI) として提出さ れる。導入当初は、被告人について個別的処遇 を行うために、家庭、生育史、心身状況その他 の背景情報の提供を主とする Offender-Based Reports であったが、1980年代以降は、事件の 態様や前科・前歴の有無を中心とした調査とな り、量刑ガイドライン (Sentencing Guidelines) の範囲内でどの程度減軽の余地があるか否かの 意見を提供することが主の Offence-Based Reports に移行しているという (www.cjcj.org)。 判決前調査は、州によって運用の差異はあるが、 重罪の場合に実施され、軽罪の場合には実施さ

れないことが多い。また、1980年以降、多くの州で犯罪被害者・遺族への調査も PSI として位置づけるようになってきた。そして、裁判所は、判決前調査を参考資料として活用し、連邦及び州の量刑基準の範囲内で最終的な決定を行う。このように判決前調査の内容面は歴史的に変化しているが、これは量刑ガイドラインの活用によって、量刑の範囲が限定されたため、個別処遇の裁量余地が減少したという事情に関連しているようである。なお、1980年以降、多くの州では判決前調査に犯罪被害者の参加を認めている。

一方、公設弁護士事務所のスタッフである Mitigation Specialist は、被告人の減軽事由を 明らかにするために、生育歴や家庭環境面を中 心に調査を行う。Mitigation は「減軽」という 意味であり、Mitigation Specialist を直訳する と「減軽の専門家」ということになるだろうか。 Mitigation Specialist の位置づけは明確であり、 あくまでも被告人の立場から減軽事由の調査を 行うのである。Mitigation Specialist の一人は、 「Mitigation Specialist は、どんな被告人でも刑 務所に収容しなければならないという考えは基 本的にとらない。」と述べていた²。PSI は、狭 義には Probation Officer が作成した報告書を 指すが、現在では Mitigation Specialist の報告 書も含めて考えられている。彼らが作成する報 告書は、Defense Based Presentence Report と 呼ばれ、1970年後半から活用されるようになっ た。Mitigation Specialist は、弁護側の一員と して働き、死刑の求刑がある事件における減軽 の証拠を独自に準備する責任を負っている。ま た、深刻な暴力事件やそうでない事件でも同様 のサービスが可能である。 合衆国憲法第6修正 では弁護人への援助を求める権利を明記してお り、弁護人は責任軽減証拠を提出する活動を求 められ、その必要性に応じてMitigation

Specialist などの専門的な知見の活用をしなけ ればならないとされている。前野(2013)によ れば、2003年6月26日、米国最高裁判所は「ウィ ギンス対スミス、ワーデンその他」(Wiggins v. Smith, Warden, et al, 539 U. S. 510 (2003)) の 判決において、弁護人が死刑判決を受けた Wiggins 被告の弁護活動において、被虐待その 他の生育歴について、州からの補助金を利用し てソーシャルワーカーを雇うことはできたにも かかわらず、それを活用せず"不可欠で念入り な調査"をしなかったことは合衆国憲法第6修 正に違反するとして、Wiggins v.Corcoran 判決 (288F.3d 629 (2002) を破棄差戻し、新たな量 刑手続きの聴聞を許可した。この点の意義につ いて、山口(2005)は「裁判に人間科学の知見 を反映させる法と臨床実践との協同によって、 より人間的な問題解決・緩和をすすめていく司 法を生み出すことを求めたもの」と述べている。

このように司法ソーシャルワーカーである Mitigation Specialist は、弁護人チームにとっ て欠かせない存在となっている。Leonard, P. B. (2003) は、Mitigation Specialist が減軽事 由として収集する事実として、「精神疾患及び それに伴う医学的な問題」、「精神遅滞」、「幼児 期の虐待と家族力動」、「極度の貧困」、「自責の 念」、「拘禁中の行動」、「将来の危険性」など18 項目を挙げている。これらに関して、被告人や 家族へのインタビュー調査や各種記録に当たっ て資料を収集するが、その過程の中で、必要性 に応じて心理学者、精神科医その他の専門家の 援助を仰ぐこともある。その点でわが国の情状 鑑定人のように自ら心理テストを実施すること は少ない。Mitigation Specialist の活動は、か って Probation Officer が行っていた Offender Based な判決前調査の要素を補完しているとい えるだろ、事実、インタビューした Mitigation Specialist たちからも、Probation Officer の作 成する判決前調査報告書は本来的には被告人の ためというよりは裁判所の決定を補佐する機能 となっているとの見方をしており、自分たちの 職責に対する強いプライドを持っていることが うかがわれた。

以上、米国における判決前調査制度を概観したが、Probation Officer 及び Mitigation Specialist が作成する判決前調査報告書は、歴史的変遷において、刑事裁判という対審構造の中でのそれぞれの役割を特化させ、バランスをとっているとの印象であった。

6 今後の展望

これからの刑事司法は、伝統的な応報刑的な 枠組みにとどまらず、効果的な再犯防止とその ための治療的・教育的アプローチが必要になっ てくるだろう。米国のようの司法手続の main stream とその手続きから外れる各種ダイバー ジョン diversion は、その参考とすべき点が多い。 ドラッグ・コート Drug Court、メンタル・ヘ ルスコート Mental Health Court といった問題 解決型裁判所は、被告人の問題性、つまり、薬 物依存、精神疾患などに対する治療プログラム のダイバージョンがあり、そのための社会的受 け皿が用意されている。また、性犯罪のリスク アセスメント・ツールの活用が北米を中心にな されるようになったのも、犯罪者の処遇に「科 学性」の視点を導入する必要性が認識されたか らである。

わが国における少年審判制度では、これまで述べたように家庭裁判所調査官による社会調査、少年鑑別所による心身鑑別などの科学性が導入されているが、刑事司法においても、治療法学的な観点、処遇の効果を挙げるための科学性の導入などの点で、学際的な検討がなされるべきである。その観点から、判決前調査制度の導入、情状鑑定のより積極的な活用、Mitigation

Specialist のような弁護人側スタッフとして情 状鑑定できる制度の整備を中心に今後の展望を 述べる。

(1) 判決前調査制度の導入に関する本格的議 論の必要性

まず、米国その他の諸外国で導入されている 判決前調査制度の導入に関する本格的議論が必 要である。判決前調査制度の導入については、 実は、1950年代から1960年代にかけて熱心に議 論された時期がある。丸山(2014)によれば、 1950年代は法曹三者の意見が鋭く対立しており、 裁判所関係者は少年事件の家庭裁判所調査官の 社会調査をモデルに裁判官が一応の有罪心証を 得た後に裁判所所属の調査官が調査を実施する 制度の創設を主張し、他方、検察関係者は起訴 猶予の際の活用も視野に入れ、法務省所属の保 護観察官による実施あるいは中立的な委員会制 度の創設を主張していた。それに対し、日本弁 護士連合会は、判決前調査制度は当事者主義に 逆行し、情状証人の取調べを得ないで直接主義 に反する制度であるとして、制度導入には反対 の姿勢であった。このような経緯の中で、1970 年以降、判決前調査制度を巡る議論はほとんど なされなくなった。しかしながら、裁判員制度 を契機に、本庄(2006)のように、裁判員裁判 における量刑判断の適切な資料をいかに確保す るかという観点から、判決前調査制度に注目し ている法律学者も多く、日本弁護士連合会の審 議資料(2001)でも同様の意見が出ている。ま た、社会学者である鮎川(2010)も、少年事件 で行われているような少年鑑別所での心身鑑別、 家庭裁判所調査官が行っている社会調査などに 該当する判決前調査の導入を提唱している。

このような状況を踏まえれば、判決前調査制度の導入を本格的に検討する時期にきているように思う。ただし、この制度を進めていくため

には、事実認定の過程と量刑を決める過程を分けて進めていく手続き二分論など法的な整備も不可欠である(畑、2011)。

(2) 情状鑑定のより積極的活用(特に私的鑑 定のための条件整備)

判決前調査が導入されるまでは、ある程度時 間がかかると思われるので、当面の策として情 状鑑定への委嘱を増やしていくという方法があ る。その場合、弁護人から積極的に情状鑑定の 請求を出すことが大きな契機になるが、被告人、 弁護側に不利な結果が出た場合を考えて躊躇し てしまうことも多いようであるが。その点をど のように解決していくのか難しいところだが、 情状鑑定について十分周知されていない面が 多々あるので3、情状鑑定の経験者は、情状鑑 定の果たす役割について理解してもらうよう、 あらゆる機会を利用して伝えていく努力が必要 であろう。原田(2013)はソーシャルワークの 視点から、刑事裁判における判決前調査は権利 擁護の観点からも制度化されることが必要と述 べているように、被告人に関する社会的ニーズ や福祉的支援の有効性について理解を促すには、 伝えるべき内容を吟味し的確にする必要があり、 その役割を情状鑑定が担っていくことも考えて いくべきと思う。

また、Mitigation Specialist のように弁護人チームの一員として活動していくというのもひとつの方向性として考えられる。ただ、正式鑑定に比して鑑定のための諸条件に改善すべき点があること、依頼に伴う鑑定費用の課題がある。特に費用に関しては、正式鑑定に比べて少なくなってしまうのが現状で、特に国選弁護人の場合にその費用をどう捻出するかという現実的な問題がある。米国の場合には、公設弁護人事務所に Mitigation Specialist がスタッフの一員として配置されており、また、死刑事件ではソー

シャルワーカーを雇う費用の援助を州から受けられるなどの制度的な整備が進んでいる。わが 国では、元家裁調査官の加藤幸雄氏が、大学教 員を退官後に弁護士事務所の専属スタッフに なって Mitigation Specialist のような活動を始 めている。先駆的な取組みであり、今後に注目 したいが、一個人の努力に終わらせないよう、 私的鑑定をより積極的に活用できる社会的制度 が必要である。その他、情状鑑定は特異な領域 の鑑定であるため、鑑定人の育成などの課題も あるが、この点は別の機会に論じたい。

なお、本稿では触れなかったが、情状鑑定の 類似概念として心理鑑定という言葉がある。山 田(2013)のようにほぼ同義に使う場合もある が、白取(2013)は心理鑑定を情状鑑定に限ら ず、人的証拠に関する適正な証拠評価のために 心理学の知見を活用するべきと主張する。供述 の信用性、虚偽自白の可能性など、裁判官の事 実認定にかかわる領域まで含めて心理鑑定を想 定しており、これは、1993年1月4日にフラン スで刑訴法の中に心理鑑定人を明文化したこと を踏まえ、類似にシステムをわが国に導入すべ きと考えてのことである。裁判官の事実認定に 関しては、飽くまでも裁判官の専権事項である という伝統的な司法の考え方が強いので、様々 な意見が出てくると思われるが、この点につい ても、よりよい刑事司法の在り方を考えていく うえで、真摯な議論を重ねるべきであろう。

本稿は、独立行政法人日本学術振興会から助成を受けた「裁判員裁判に寄与する情状鑑定の在り方と判決前調査制度の導入可能性に関する研究」(課題番号:25380952)の研究に基づくものである。

注

1 2014年9月8日から同年9月14日にかけて米

国シアトル市へ司法事情調査に行った際に Mitigation Specialist ヘインタビューした結 果に基づくもの。

² シアトル市の Mitigation Specialist である Mitchell. V. の発言

3 2014年に行った埼玉弁護士会その他へのアン ケート結果(未公表)

文献

鮎川潤 (2010) 矯正・保護二法の改正と今後 の展望、犯罪と非行 No 165.6-28

Center on Juvenile and Criminal Justice.

The History of the Pre-sentence Investigation Report (PDF). http://www.cjcj.org/files/the history.pdf.

畑 桜 (2011) 裁判員制度下における手続二 分性の有効性. 立命館法政論集第9号, 160-189

本庄 武(2006) 裁判員制度下での量刑手続きの課題. 法と心理第5巻1号, 14-19.日本評論社

本庄 武(2013) 日本の量刑の特色と判決前調 査を導入することの意義, 龍谷大学矯正・保 護総合センター研究年報2013 No 3, 31-39

兼頭吉市(1977) 刑の量定と鑑定.上野正吉, 兼頭吉市,庭山英雄編著.刑事鑑定の理論と 実務,114-128

原田和明(2013)福祉的ニーズのある被告人に対しての刑事裁判における福祉的支援,龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報2013 No 3, 40-47

Leonard, P. B. (2003) A New profession for an Old Need: "Why a Mitigation Specialist Must Be Included on the Capital Defense Team," *Hofatra Law Review*: Vol. 31, 1143-1155

前野育三訳(2013) ウイギンス・ケース: 合

- 衆国最高裁判所判決要旨,司法福祉学研究13, 130-134
- 丸山泰弘(2014)「日本における判決前調査制度導入をめぐる経緯~1950年代を中心に~」日本司法福祉学会第15回大会シンポジウム「情状鑑定の現状と課題―判決前調査制度の可能性をめぐって」における発表(未公刊)
- 森武夫(2011) 情状鑑定について. 専修大学 法学研究所紀要36号, 34-65
- 森本雅彦(2011) 刑の一部執行猶予制度・社 会貢献活動の導入に向けて. 立法と調査 No318、59-76. 参議院事務局企画調整室
- 森村たまき (2014) 米国における治療的法学― ドラッグ・コートの司法モデル, 臨床心理学 第14巻6号, 886-893
- 村尾泰弘(2014) 情状鑑定の新しい試み. 日本司法福祉学会第15回大会シンポジウム「情状鑑定の現状と課題―判決前調査制度の可能性をめぐって」における発表(未公刊)
- 日本弁護士連合会(2001)「国民の期待に応える刑事司法の在り方」に関する審議資料―照 会項目に対する回答書
- 白取祐司(2013) 刑事司法における心理鑑定 の可能性(白取祐司編 2013 刑事裁判にお ける心理学・心理鑑定の可能性, 7-23. 日本 評論社)
- 須藤明(2011) 裁判員裁判における経験科学 の役割―情状鑑定事例を通して―. 駒沢女子 大学紀要第18号, 151-159
- 上野正雄(2006) 情状鑑定について. 法律論 叢78(6), 283-288. 明治大学法律研究所
- Winick, BJ. (2002) Therapeutic Jurisprudence and Problem Solving Courts. FORDHAM URBAN LAW JOURNAL Vol 30-5, 1055-1103
- Winick, BJ. & Wexler, DB. (Eds) (2003) *Judging in a Therapeutic Key*. Carolina

- Academic Press.
- 山田麻紗子(2013) 犯罪心理鑑定(情状鑑定) の調査技術に関する一考察 一家庭裁判所調 査官調査の意義と調査面接導入過程に焦点を 当てて一,日本福祉大学子ども発達学論集第 5号,71-81
- 山口幸男(2005)研究ノート:米国における司 法ソーシャルワークの役割,司法福祉学研究 5,77-81